

輪島エコロジーキャンプ場指定管理者募集要項

輪島エコロジーキャンプ場の指定管理者（管理運営団体）を以下により募集します。

1 対象施設の概要

(1) 名称

輪島エコロジーキャンプ場

(2) 所在地

輪島市赤崎町地内

(3) 施設の沿革

平成9年3月 整備工事完了 平成9年7月 供用開始

(4) 施設の概要（敷地面積 53,349.61㎡）

- ①キャンプ場
 - ・オートキャンプ15区画（収容人数60人）
 - ・フリーキャンプ10区画（収容人数40人）
 - ・管理センター〔1棟 木造平屋 212.76㎡〕
（事務室、シャワー室、洗濯室、休憩室、トイレ等）
 - ・炊事舎〔1棟 木造平屋 39.77㎡〕
- ②その他
 - ・広場（4箇所）、自然観察路、車道・休憩舎（四阿^{あずまや}2棟）・駐車場等

(5) 施設の利用状況

- ・令和3年7,8月（オートキャンプ：56張、フリーキャンプ：1張）
- ・令和2年7,8月（オートキャンプ：93張、フリーキャンプ：0張）
- ・令和元年7,8月（オートキャンプ：93張、フリーキャンプ：0張）

2 施設管理の基本的な考え方

指定管理者は次の方針に基づいて、輪島エコロジーキャンプ場の施設を運営することとします。

- ① 県民が、野外体験活動を通じて、自然の優しさ、厳しさ等を体験することにより、自ら生きぬく力と共感する心を育むことのできる施設であること。
- ② 管理業務の遂行に当たり、県民が広く利用する公の施設としての性格を十分認識し、利用者にとって快適な施設の環境づくり及び施設の利用の促進を目指すこと。
- ③ 県民の自主性、主体的な活動を促進し、利用者の立場に立った適正で柔軟な運営が行われる施設であること。
- ④ キャンプ場施設について、日常又は定期的に必要な保守・点検業務を行うとともに、良好な状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

3 指定管理者の業務

- (1) 施設及び備品の維持管理及び運営に関すること（施設の建物、設備及び備品の保守管理、修繕等に関すること）
- (2) 施設を利用する者への利便の提供に関すること
- (3) 施設の利用の促進に関すること

(4) その他、施設の管理に関し、知事が必要と認めること

※なお、指定管理者が行う管理業務全般を一括して、他のものに再委託することはできませんが、清掃、警備等一部の業務については、専門の事業者に委託することができます。

4 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が管理業務を行うにあたり、次の事項を遵守すること。

- (1) 適切なサービスの提供を行うこと。
- (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。
- (4) 業務を遂行する上で、以下の関係法令及び条例を遵守し、適正な管理業務を行うこと。

ア 地方自治法（第244条、第244条の2）

イ 労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法令

ウ 石川県自然公園施設条例及び同条例施行規則

エ 石川県行政手続条例（平成7年石川県条例第33号）

指定管理者が施設の利用者に対して行う許可その他の処分には、石川県行政手続条例が適用されるので留意すること。

オ 行政不服審査法、行政事件訴訟法

指定管理者が使用不許可処分等を行う場合においては、行政不服審査法に基づく審査請求、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを行うことができること等を処分の相手方に教示すること。

カ 石川県個人情報保護条例（平成15年石川県条例第2号）

指定管理業務を行うにあたって個人情報を取扱う場合には、その取扱いに十分留意し、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じること。また、第三者に漏らしたり、自己の利益のために使用してはならない。なお、指定管理者の指定の期間が終了した後も同様であること。

(5) 新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を講じること。

(6) その他別紙「輪島エコロジーキャンプ場指定管理者業務運営仕様書」のとおり。）

※管理の基準に関する細目的事項は、指定の議決の後、協議のうえ協定で定めます。

5 指定の期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで（5年間）

※指定の期間は県議会の議決事項となります。

※指定管理者の責めに帰すべき理由により、引き続き指定管理者として管理することが適当でないと県が認めた場合は、指定を取り消すことがあります。

6 応募資格

次の資格を満たす法人その他の団体であること。

- (1) 石川県内に事務所を置く又は置く予定のあるもの。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 石川県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 県税、法人税、消費税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続を行っていないこと。

(6) 次のいずれにも該当しない者であること。

- ア 石川県暴力団排除条例（平成23年石川県条例第20号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）である者
- イ 役員等（法人の場合は、その役員並びにその支店及び事業所の代表者、その他の団体の場合は、代表者及び役員をいう。以下同じ。）が、条例第2条第3号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である者
- ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者として次のいずれかに該当するもの
 - ① 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ② 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用等をしている者
 - ③ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ④ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- エ その他、選定されることが暴力団の利益となると認められる者

(7) 複数の団体でグループを構成して応募する場合は、代表団体を定めること。

(8) グループの構成団体は、他のグループの構成団体となること及び単独で応募することができない。

7 応募の方法

(1) 募集要項の配付

① 配付期間

令和4年8月10日（水）から10月7日（金）まで

② 配付場所

石川県生活環境部自然環境課（行政庁舎7階）

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1477

③ インターネット参照

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/sizen/shiteikanri/wajimaekoroji.html>

(2) 申請書類

申請に当たっては、以下の書類（持参又は郵送の場合、正本1部、副本1部（④⑤⑩は正本1部のみ提出）電子メールの場合は、書類ごとにPDFファイル形式で1部）を県に提出していただきます。なお、県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求められることがあります。また、グループで申請する場合は、以下の④～⑩は構成団体のものを全て提出してください。

なお、申請に要する費用は、申請者の負担とします。

- ① 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- ② 石川県輪島エコロジーキャンプ場指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- ③ 石川県輪島エコロジーキャンプ場管理業務の収支予算書（別紙様式3）
- ④ 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- ⑤ 法人の登記事項証明書又はこれに準ずる書類
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表（過去3事業年度分）
- ⑦ 役員等名簿（別紙様式4）

- ⑧ 役員の略歴を記載した書類
- ⑨ 組織、事業内容その他の申請者の概要を記載した書類
- ⑩ 石川県税、法人税若しくは所得税並びに消費税及び地方消費税に未納がないことを証明する書類
- ⑪ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く)
- ⑫ グループを構成して応募する場合は、構成団体の概要を記載した書類

(3) 申請書類の提出

① 提出期間

令和4年8月10日(水)から10月7日(金)まで

② 提出場所

下記まで持参又は書留郵便により郵送してください。

石川県生活環境部自然環境課(行政庁舎7階)

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話 076-225-1477

※ 郵送の場合、最終日の午後5時までに必着のこと。

また、電子メールの場合は、下記まで提出してください。

石川県生活環境部自然環境課

E-mail : e170500@pref.ishikawa.lg.jp

※ FAXによる提出はできません。

③ 提出部数(持参又は郵送の場合)

正本1部、副本1部(副本は正本の複写可)

④ 留意事項

ア 事業計画書等の著作権は、提出した団体に帰属するものとします。但し、提出書類については、情報公開条例の規定に基づき公開する場合があります。

イ 提出された申請書類は返却しません。

ウ 申請書類提出後の訂正、差替え等は原則として認めません。

エ 必要に応じ、追加書類の提出を求めることがあります。

8 提案を求める事項

以下について提案を求めます。提案は、指定管理者事業計画書(別紙様式2)に記載してください。

(1) 管理運営の基本的な考え方

申請理由、管理運営方針等

(2) 維持管理に関する業務

施設、設備の維持管理の考え方、コスト縮減の考え方等

(3) 事故・事件の防止措置及び緊急時の対応等

緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法等

(4) 賑わい創出の取組

賑わい創出の取組等

(5) 管理料の提案

次に掲げる金額の範囲内で、管理料に関する提案を求めます。

①管理料 1, 519千円(単年度)

※管理料は消費税及び地方消費税を含んだ額です。

※県が指定管理者に支払う管理料は、提案額を基準に、予算の範囲内で、毎年度、県と指定管理者が協議して定めるものとします。

※なお、管理に係る費用が管理料を上回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

(6) 利用料金の提案(利用料金制の導入施設のみ)

施設の使用に係る料金は指定管理者の収入になりますので、管理料の提案額は、管理経費総額から料金収入の見込み額を差し引いて算出してください。

提案に当たっては、条例で定めた金額の範囲内としてください。これを上回る提案はできません。

また、料金の決定に際しては、あらかじめ県の承認が必要となります。条例で定めた料金は次のとおりです。

施設	単位	金額
オートキャンプ場	テントサイト一区画一夜につき	2,660円
その他	テント一張り一夜につき	740円

なお、使用料の収入実績が見込みを下回った場合も、県が特段の事情があると認めない限り、補填は行いませんので留意願います。

料金収入の見込みと実績は次のとおり(消費税及び地方消費税を含んだ額)となっていますので参考としてください。

(参考) 過去3年度の入場者数と使用料収入の実績

令和3年度実績	57張	149,700円	(減免額	0円)
令和2年度実績	93張	247,380円	(減免額	0円)
令和1年度実績	93張	242,730円	(減免額	0円)

(7) 施設の利活用等に関する数値目標の提案

施設の設置目的を十分に発揮するために、管理にあたっての目標となる施設の利活用等に関する指標とその目標値を提案してください。指標は利用者数や利用者満足度、申し込みから利用開始までの所要時間など、数値により測ることができるものとしてください。

(予め指標を定めておき、目標値のみ提案を求める場合は、その指標について説明)

また、管理開始前には、提案内容を基に、県において数値目標及びその達成に向けた取り組みを中期経営目標として公表することとしております。また、管理開始後は、その達成状況等を、年1回実施する運営状況評価の対象とし、インターネット等により県民向けに公表します。

なお、過去3年間の利用者の推移は次のとおりです。

- ・令和3年度実績 812人
- ・令和2年度実績 835人
- ・令和元年度実績 898人

9 選定の方法

(1) 選定の進め方

令和4年10月下旬(予定)に開催する指定管理者選定委員会において、各委員が(3)の選定の基準に沿って評価し、その結果を基準に、総合的な評価を行ったうえで、最も適切に施設を管理できると認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

選定にあたっては、申請書類に基づく書類審査のほか、申請者である団体の代表者又は代理の方に申請書類の内容等についてヒアリングを実施します。

(2) 選定委員の構成

施設の所管部局である生活環境部の部長を委員長とし、生活環境部の企画調整室長、自然環境課長、中小企業診断士、地域代表で構成することとしています。

(3) 選定の基準

- ① 県民の平等な利用が確保されること (10点)
 - ・施設の設置及び目的及び県が示した管理方針
 - ・平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果
- ② 最少の経費で施設等の適切な維持管理を図ることができること (30点)
 - ・施設の管理運営に係る経費の内容
- ③ 最少の経費で施設の効用の最大限に発揮できること (30点)
 - ・利用者の増加を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ・サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果
 - ・施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性
- ④ 管理を安定して行うために必要な人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること (30点)
 - ・収支計画の内容、適格性及び実現の可能性
 - ・安定的な運営が可能となる人員能力
 - ・安定的な運営が可能となる経理的基盤
 - ・類似施設の運営実績

(4) 選定結果の通知等

選定結果については、各申請者に文書で通知します。また、県のホームページ等で申請団体名、審査結果等の公表を予定しています。

10 責任分担

指定管理者と石川県との責任分担は次のとおりです。

内 容		指定管理者	石川県
①施設・備品の保守点検		○	
②施設・備品の維持管理		○	
③安全衛生管理		○	
④使用料の収納		○	
⑤施設・備品の損傷	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
⑥利用者の損害	管理上の瑕疵に係るもの	○	
	上記以外	協議事項	
⑦施設・備品の小規模修繕（性能・機能の回復程度のもの）		○	
⑧施設・備品の大規模修繕（資産価値の向上又は耐用年数の延長となるもの）			○
⑨個々の業務の委託		○	
⑩施設の法的管理	施設の使用許可、取消し	○	
	施設の目的外使用許可、取消し		○
⑪法令等の変更	施設の設定基準、管理基準に係るもの		○
	上記以外	○	
⑫需要の変動	利用者数、利用料金収入の減少	○	
⑬物価の変動	物価上昇によるもの	○	
	運営に重大な影響を及ぼすもの	協議事項	
⑭税制度の変更	一般的な税制変更（消費税除く）	○	
	消費税の変更		○
⑮保険への加入	火災保険		○
	その他各種保険	○	
⑯災害時の対応	連絡体制確保、利用者の安全確保、被害調査・報告、応急措置等	○	
	指揮・指示、復旧措置		○
⑰包括的な管理責任			○

11 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間

令和4年8月10日（水）から10月7日（金）の午後5時まで

(2) 受付方法

質問票（別紙様式5）に記入のうえ、FAX 又は電子メールで提出してください。

・FAX 076-225-1479 ・電子メール e170500@pref.ishikawa.lg.jp

※電話又は来訪など口頭による質問は受け付けません。

12 現地説明会の実施

現地説明会を次により開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名を事前に連絡してください。事前に連絡がない場合は、参加できません。

なお、参加者がいない場合、現地説明会は開催しません。

(1) 開催日時

令和4年9月1日（木）午後2時から1時間程度

(2) 集合場所・時間

輪島エコロジーキャンプ場管理棟

1時50分に管理棟前に集合してください。

(3) 参加人数

1団体につき3名までとします。（グループで申請する場合も同様とします。）

(4) 事前参加の連絡先

現地説明会に出席する方は、令和4年8月30日（火）の午後5時までに連絡してください。参加申し込みは現地説明会参加申込書（別紙様式6）をご利用ください。

石川県生活環境部自然環境課 担当 深田

電話 076-225-1477

FAX 076-225-1479

電子メール e170500@pref.ishikawa.lg.jp

13 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、申請を無効とすることがあります。また、指定管理者候補に選定後あるいは指定の議決後であっても、選定を取り消すことがありますので留意願います。

(1) 申請書類の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合

(2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

(3) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合

(4) 申請書類に虚偽の内容が記載されている場合

(5) 選定に関する不当な要求をした場合

(6) 正当な理由なくして協定の締結に応じない場合

(7) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく損なうなど、指定管理者として相応しくないと認められる場合

(8) その他不正な行為があった場合

14 協定の締結

- (1) 指定の議決後、輪島エコロジーキャンプ場の管理業務の細目について県と指定管理者の間で協定を締結します。
- (2) 指定管理者が正当な理由なくして協定の締結に応じない場合は、指定を取り消すことがあります。
- (3) 財務状況の悪化や社会的信用を著しく失うなど、指定管理者としてふさわしくないと認められる状況となった場合は、指定の議決後であっても協定を締結せず、指定を取り消すことがあります。

15 今後のスケジュール

指定管理者による管理の開始までのスケジュールは次のとおり予定しております。

令和4年8月10日～10月7日	募集要項の配付、質問の受付・回答
9月1日	現地説明会
8月10日～10月7日	申請の受付
10月下旬	選定委員会の開催、指定管理者の候補団体の決定
12月（12月議会）	指定管理者の指定の議決
令和5年3月まで	協定の締結 事務の引継
4月1日	中期経営目標の策定、公表 指定管理者による管理の開始

16 様式

- (1) 指定管理者指定申請書（別紙様式1）
- (2) 指定管理者事業計画書（別紙様式2）
- (3) 収支予算書（別紙様式3）
- (4) 役員等名簿（別紙様式4）
- (5) 質問票（別紙様式5）
- (6) 現地説明会参加申込書（別紙様式6）

お問い合わせ先

石川県生活環境部自然環境課

（担当 小山、深田）

電話 076-225-1477

FAX 076-225-1479

E-mail e170500@pref.ishikawa.lg.jp